

政務活動費活動報告（視察）

（1）出席者（会派名・個人名）

【公政会】西川正義、安居正倫、安澤勝、馬場和子、和田一繁、小菅雅至、奥野嘉己、長崎任男、野村博雄

（2）実施日：平成29年7月3日～7月5日

（3）報告書作成者：野村博雄

【1. 調査の目的】

<1>本市においても重要な課題である、中心市街地の活性化、空き店舗への対策、第3セクターのまちづくり会社の活用について調査する。

<2>弥生時代から古墳時代を中心とする大規模集落遺跡とされる稲部遺跡の発掘調査が進む本市において、それらの保存や活用についていかに取組んでいけば良いのか調査する。

【2. 調査地選定理由】

<1>（1）調査項目：中心市街地活性化基本計画と、空き店舗対策、第3セクターのまちづくり会社について先進的な取組み。

（2）選定地：佐賀県・唐津市

<2-1>（1）調査項目：全国でも数少ない都市公園法第2条第1項第2号ロ号による国営公園としての吉野ヶ里歴史公園を核としたまちづくりを実施。

（2）選定地：佐賀県・吉野ヶ里町

<2-2>（1）調査項目：国指定史跡である鴻臚館跡の一部を展示館として整備し一般に開放している。

（2）選定地：福岡県・福岡市

【3. 調査結果】

<1> [担当者：唐津市商工観光部

副部長 畔田浩貴 様

商工ブランド課市街地活性化推進係 係長 宮崎拓実 様

吉田憲司 様]

（1）「がんばる商店街施設整備事業」（H16～H17）

意欲的に取組む商店街・組合等を対象に、景観形成（ファサード）事業、利便施設整備（トイレ整備等）を実施。

（2）「市街地再生重点支援事業」（H18～H21）

地域的な取組みへと広げ、賑わい拠点を整備するハード事業とハード事業の効果を高めるソフト事業を実施。商業関係者、まちづくり団体、市民等が一体となって検討する体制を構築。

<事例> 「大手通・中町通り等景観形成事業」・・・町並みを昭和レトロ風に整備

（3）「中心市街地活性化基本計画（前計画）」（H22～H27）

国・県の重点的な支援により再生に向けた大きな投資として「中心市街地活性化推進事業費補助金」を実施。「歩きたくなる、住みたくなる、観たくなる城下町唐津」をコンセプトに

- ①都市機能の再生や交通ネットワークの強化、商店街事業の有機的連携による商業まちづくり
 - ②都心居住支援や市民交流拠点形成による快適居住まちづくり
 - ③城下町唐津としての歴史・文化を活かした観光まちづくり
- という3つの基本方針を立てた。

主要事業として、

①商業機能の再生「唐津大手口街区優良建築物等整備事業」

唐津市中心市街地の中心部に位置する大手口街区で、交通ターミナルや商業・オフィス機能、市民交流機能を合わせ持つ再開発を行うことで、JR唐津駅と中心商店街を繋ぐ交通結節点の強化を図り、唐津市の新たな拠点として中心市街地の活性化を目指す。

②観光振興の創出「旧唐津銀行整備事業」

唐津市中心市街地の中心部である大手口街区に近接している近代化遺産の旧唐津銀行（唐津市指定文化財）を、観光情報の発信や交流イベントなどを行う文化活動の中心拠点として整備を行い、地場産の食材を用いたレストラン等の誘致を行うことで、観光客が気軽に立ち寄り利用できる施設として、観光を通じた中心市街地の賑わいづくりを目指す。

③街なか人口の回復「早稲田佐賀中学校・高等学校整備事業」

大隈重信の生誕地である佐賀県の唐津市に、早稲田大学の新しい系属校として男女共学の中高一貫校である早稲田佐賀中学校・高等学校を設立する。早稲田佐賀中学校・高等学校では中心市街地に学生寮を設けるとともに、教職員においても中心市街地への居住誘致を行うことで、街なか人口の拡大を目指す。また、学生教職員と地域の交流を積極的に図り、中心市街地でのイベントへの参加などによる来街者の増加を目指す。

を行った。

<事例>「旧村上歯科リノベーション事業」・・・いきいき唐津株式会社が実施主体となり、経済産業省の補助金を活用して、昭和初期の建物をリノベーションし、1階を「カフェレストラン」2階を「コミュニティスペース」として整備した。

○ 中心市街地活性化基本計画（前計画）の数値目標の達成状況

目標1：中心市街地の歩行者通行量（歩きたくなるまちなか、基本方針①・③に対応）

基準値（平成21年）6,831人/日

目標値（平成27年）7,200人/日

実績値（平成27年）7,102人/日

目標2：中心市街地の居住人口（住みたくなるまちなか、基本方針②に対応）

基準値（平成20年）7,339人

目標値（平成27年）7,630人

実績値（平成27年）7,256人

○ 中心市街地活性化基本計画（前計画）での中心市街地活性化に向けた課題

- ・前計画の整備効果が部分的に留まり、市街地活性化の効果が見えない。
- ・商店の利用者が低く、新たな誘客・消費に繋がっていない。
- ・歴史的建物が消滅の危機にあり、城下町の風情ある観光まちづくりが急務。

○ 課題の解決に向けて

- ・「唐津駅～商店街～バスセンター」といった、まちなか骨格軸を活かした、商店街活性化施策

の必要性

- ・新たな誘客・消費を促し、来街満足度を向上させるための施策の実施
- ・歴史的建造物や文化的資源の保存・利活用による、城下町風情あふれる観光まちづくり
→中心市街地に、誘客・消費を喚起する新たな価値を創出し、活性化の効果を顕在化させる「中心部の核」の創出することで、量から質への新たな活性化を目指す。

(4)「中心市街地活性化基本計画（新計画）」（H28～H32）

量的効果から質的效果への転換を図るため、「Re・Innovation 唐津」として、まちなか骨格軸の革新と歴史・文化のリノベーションによる憧れの城下町・唐津をコンセプトに2つの基本方針を立てた。

①まちなか骨格軸の革新

- ・唐津駅～商店街～バスセンターを「まちなか骨格軸」と位置づけ、新たな誘客・消費を促す取り組みにより、賑わいあふれる魅力ある商業を創出する。

指標1 中央商店街空き店舗率 基準値（平成26年）22.77%

目標値（平成32年）16.69%

指標2 来街者満足度 基準値（平成27年）19.43%

目標値（平成32年）32.53%

②城下町唐津リノベーション

- ・歴史的な建物の保存・利活用や、唐津焼等の歴史・文化資源を活用した取り組みを通じて「歴史・文化に新たな価値」を生み出し、訪れたくなる魅力ある観光を創出する。

指標3 中活エリア内の観光施設入り込み客数 基準値（平成26年）314,130人

目標値（平成32年）339,551人

<事例>

○呉服町商店街ファサード整備事業・・・アーケード撤去をきっかけとした景観まちづくりの取り組み

○ファサード整備状況・・・平成27年度11件、平成28年度13件実施

○五福の縁結び市

(5)「空き店舗チャレンジ出店促進事業」

中心市街地の空き店舗対策と、新規出店にチャレンジする人を応援することを目的に、中心市街地の空き店舗等を借りて新規出店しようとする事業者に対し、100万円（うち、宣伝広告費は10万円まで）を補助限度額として、店舗改装費・宣伝広告費の1/2を補助する。平成21年度～平成28年度で23店舗の実績がある。

(6)「いきいき唐津株式会社」

中心市街地活性化基本計画を策定し中心市街地の活性化を推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条第1項第1号ロに規定する第3セクターのまちづくり会社（中心市街地活性化協議会の必須構成員）として平成22年3月26日に設立した。

○株主構成 設立当初（H22.3.26） 資本金 320万円

市100万円、商工会議所100万円、民間120万円（全部で10者）
増資後（H23.6.30） 資本金 3,000万円

市100万円、商工会議所500万円、民間2,400万円（全部で29者）

○まちづくり会社としての市からの委託・補助

- ・設立当初（平成22年度） 委託事業 約1,174万円、補助事業 約559万円
- ・平成29年度 委託事業 約490万円、補助事業 約388万円

○経営状況 平成28年度決算 売上：89,178千円、支出：88,366千円、
経常利益： 812千円

○核となる収益事業

- ・飲食店（カフェ）運営・大手口センタービル1階での飲食店（カフェ）運営
- ・駐車場の運営・大手口センタービル裏に隣接する駐車場（11台分）の整備、運営
- ・コンサルティング事業・観光関連、まちづくりのプランニングなど

[主な質疑応答]

Q：商店街の中で、従来からの店主と、新規出店者の間で問題は起きないか。

A：例えば従来からの店が昼間の販売業で、新規出店が夜の飲食業等、営業時間も重ならず、客層も違う等、絶妙なバランスが保たれ大きな問題は起こっていないと認識している。

Q：店舗や土地のオーナーと、出店希望者の意向が合致しない場合は。

A：プロデュースしてくれる人を間に入れる。

Q：歴史的な建物の保存・利活用の方法は。

A：多額の資金による支援というより、町並みを残すのをサポートしていくような形で行っている。

Q：中心市街地の商店街施設整備に注力する中で、中心市街地から離れた地域の商店街が寂れ、それぞれの地域での買い物不便になるような事はないか。

A：中心市街地に重点をおきつつ、各地に日常の買い物出来る商店街部分は残していくように配慮している。

Q：空き店舗数は。

A：平成28年10月の調査では、刀町振興会、中町商店街、呉服町商店街、京町商店街の4商店街の1階部分のみみた営業店舗数が159店舗に対し、空き店舗数は48店舗であった。

Q：空き店舗率が低い商店街もあるが、その理由は。

A：店舗数がもともと少なく、また一店舗の規模が小さめなので商業展開がしやすいからではないかと考えている。

Q：いきいき唐津株式会社が平成23年に増資したのは。

A：国の指導もあり増資をした。

Q：いきいき唐津株式会社の民間の出資者は。

A：商店主や銀行、地域の有力企業等である。

Q：空き店舗チャレンジ出店促進事業等の更なる活用は。

A：ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「唐津くんち曳山行事」が、町を結びつけ、若者を惹きつけていると感じている。若者が町に戻ってきたときに受け皿となれるように、店舗を分

割して面積を小さくし少ない資金でもチャレンジできるような、また新規出店費用だけでなく5年位は補助して営業が軌道に乗せられるような制度に出来たらと考えている。いずれにしても中心市街地再生への事業はまだまだ悪戦苦闘、大変苦しみながら努力を重ねていると言える。

[考察]

中心市街地活性化基本計画においては、整備効果が部分的に留まり市街地活性化の効果が見えない、商店の利用者が少なく新たな誘客・消費に繋がっていないと言った共通の課題を抱える中で、まちなか骨格軸を活かした商店街活性化施策の必要性、来街満足度を向上させる、風情あふれるまちづくりを進めるといった、量から質への転換を図り、商店街振興から中心市街地再生への施策を打ち出しており参考になった。

また、第3セクターのまちづくり会社においては、経営状況は売上が89,178,000円に対して支出が88,366,000円で経常利益が812,000円で若干黒字と、種々努力をし苦労されている事が学びとれた。

空き店舗対策事業においては、店舗を分割して面積を小さくし少ない資金でもチャレンジできるように、新規出店費用だけでなく5年位は補助して営業が軌道に乗せられるような制度にと、さらに充実した制度となるようなヒントを得る事が出来た。

しかしやはり、中心市街地活性化への事業はまだまだ試行錯誤の繰り返しであるということは共通した課題であるようだ。そうした中「祭り」が地域を結びつけ若者を呼び戻す重要な役割を果たしているという部分に重要なヒントが隠されているように思われ、中心市街地の活性化は町の再生に他ならないとあらためて感じた。

< 2 - 1 > [担当者：吉野ヶ里町商工観光課 課長 北村隆靖 様

国土交通省九州整備局国営海の中道海浜公園事務所

歴史公園課 課長 櫛間嘉徳 様

主任指導官 比良善人 様]

佐賀県は「80年代佐賀県総合計画」を策定し、昭和56年には「佐賀東部地区工業開発適地調査協議会」が設置され、工業団地の適地の検討がなされ、昭和57年に吉野ヶ里段丘一帯が最優先・有力候補地として内定したが、多くの埋蔵文化財が包蔵されていることが知られており、文化財確認調査を行うこととなった。

文化財確認調査を受けて平成元年頃より「邪馬台国ではないのか」等マスコミが大々的に取り上げるようになり、知事が遺跡保存の意向を表明し国営公園化を国に要望した。

平成2年「国史跡」に指定、平成3年「特別史跡」に指定され、平成4年「国営吉野ヶ里歴史公園」の設置について閣議決定、都市公園法第2条第1項第2号ロ号による、「国家的な記念事業として、又は日本固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園」として、国土交通省が国営吉野ヶ里歴史公園事業として整備することとなった。なお都市公園法第2条第1項第2号ロ号による国営公園は全国に5箇所である。

現在、文化財指定区域での遺跡の保存と活用（考古学知見に基づく復元整備等）のための国営公園部分が約54ヘクタール、文化財指定区域のバッファーとなりレクリエーション活動等の場となる区域として県立公園部分が約63ヘクタール、あわせて約117ヘクタールが歴史公園と

なっている。

公園入園者が年間およそ70万人に達し、「吉野ヶ里ふるさと炎まつり」や歴史公園駐車場においての「軽トラ市」（軽トラに様々な商品を積んで集まる市）等を開催、「観光まちづくり戦略計画」を策定し観光の振興に取り組んでいる。

確かに知名度の向上や、イベントへの町外からの参加者の増大が図れたが、周辺の建築物等の制限や、隣接地周辺での企業誘致が困難になる、交通の混雑、それに伴って町負担での周辺整備の必要性なども出てきた。

[主な質疑応答]

Q：公園の維持管理への町の負担は。

A：国営および県営なので、公園自体への町の負担は無い。

Q：平成13年に公園が開園してから、観光面での収入など町の歳入はどれくらい増えたか。

A：およそ年間70万人が来園しているとはいえ通過地点となっている為、町で来園者一人が使う金額は700円程度ではないかと見ており、大きく町の歳入がプラスになってはいない。宿泊施設、名産品（特産品）の開発、名物となる食事処、公園以外の観光開発等、公園からの観光ルートの整備の必要性を感じているが思うようには進まない。収支だけで見ればむしろ周辺整備等への投資額が大きいかもしれないが、公園を中心とした町の整備や、知名度のアップ、町民の意識向上等の効果が大きいと考えている。

Q：今後の都市公園法第2条第1項第2号ロ号による国営公園の設置の方向性は。

A：直接の担当ではないので明確な答えは申し上げられないが、全国でも5箇所しか設置されておらず、様々な状況を勘案するとなかなか難しいのではないかと。

< 2 - 2 > [現地視察]

鴻臚館は古代（飛鳥・奈良・平安時代）の迎賓館に相当し、日本の3カ所に設けられたが、遺跡の存在が確認されたのは、この福岡市の鴻臚館のみで、2004年5月には国指定史跡となっている。

1987年の平和台野球場外野席の改修工事に伴う発掘調査により、遺跡が良好に残っていることが判明し、福岡市教育委員会では1988年から鴻臚館跡調査研究指導委員会の指導助言のもと、全容解明のための発掘調査を行い、1995年から一般公開され、整備された鴻臚館跡の一部は、その建物跡や復元模型、大量に出土した焼物などの遺物が展示されている鴻臚館跡展示館と、遺跡広場として市民の憩いの場となっている。なお鴻臚館跡展示館は職員1名が管理事務室にいて、見学者が台帳に見学人数等を書き入れるのみで、入場は無料となっている。

[考察]

吉野ヶ里歴史公園は、園内を循環バスが走っているほど広大な施設であるとともに、復元建物等も多数あり大変立派な施設であった。都市公園法に基づく国営公園だからこそ実現できる物であると思うが、国営公園指定はこれからますます厳しくなる傾向にあるということであった。

歴史公園を核としたまちづくりについては、公園自体は国と県がすべて負担しているとはいえ、道路を始めとする周辺整備への投資や交通混雑等の新たな負担も発生しプラスばかりではない

が、知名度アップや住民意識の向上といった面でまちづくりにプラスに働いているようであった。

また鴻臚館跡展示館は、学校の体育館程度の広さのコンパクトなスペースに建物跡や復元模型、大量に出土した焼物などの遺物がうまく展示されていた。入場無料ではあるが見学者はさほど多くなく、施設整備、維持管理、管理職員の人件費等財政規模で数十倍も違う政令指定都市だからこそ出来るともいえる。

遺跡は、これまでの歴史を知り、これからの時代を考える上で、人類にとって重要な物であり、保存や活用について十分検討を重ねるべきものである。確かにまちづくりの一助ともなるものもあるが、財政状況や、様々な意味での要する費用ともたらされる効果、あるいは後世にいかに関与を引き継いでいくのか等十分な検討や議論が必要だと感じた。